

「サイト利用料が未払いです。本日中に連絡なき場合、訴訟手続きに移行します」というメッセージが携帯電話に届きました。記載された電話番号に連絡したところ、「本日中に支払えば訴訟手続きを取り下げる」と言われました。支払い方法については、コンビニ店でギフト券を買い、(券に記載された)カード番号を連絡してほしいとのことでした。(60歳代男性)

最近、実在する動画配信業者の社名をかたって「サイト利用料未払い」を名目としたメッセージを送り、連絡してきた人に料金を支払わせようとする「架空請求」に関する相談が急増しており、消費者庁で注意を呼びかけています。

架空請求の手口として、まず携帯電話のSMS(ショート・メッセージ・サービス)で、今回の相談にもあるような不安をあおる内容のメッセージを不特定多数に送りつけます。そして受信した人のうち、電話で連絡してきた人に、コンビニ店などでインターネットの大手通販サイトのギフト券(プリペイドカード)を買い、表記の番号を連絡するよう指示します。

ギフト券は、その購入金額の相当分を、大手通販サイトで買い物をする際の決済で使う電子マネーのポイントに振り替えられるもので、表記の番号を教えてしまえば、ポイントを詐取されてしまいます。なお、社名を悪用された業者は、いずれも事案と無関係。ですから、だまし取られたポイントを取り返すのは簡単ではありません。

SMSによるメッセージ送信以外に、番号非通知で電話がかかってくるケースもあります。また、ギフト券でなく、宅配便で現金を送るように指示されるケースもあります。架空請求には、絶対に応じないでください。

こうしたSMSなどを受信し、少しでも疑問に感じたら、業者と連絡は取らずに最寄りの消費生活相談窓口へご相談ください。その際は、消費者ホットライン「いやや」、188番をご利用ください。

(県消費生活センター)

◆ 架空請求で悪用された動画配信業者名

- ① 「DMM」 「DMM.com」
「DMMコンテンツ」「DMM相談窓口」
- ② 「ヤフー」「ヤフー総合窓口」「ヤフー総合受付」
(※「Yahoo」の表記もある)
- ③ 「U-NEXT」